

報 告 第 7 号

令和5年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について
令和5年度富士見市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法
(昭和27年法律第292号)第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条
第3項の規定により報告する。

令和6年6月4日提出

富士見市長 星 野 光 弘

令和5年度 富士見市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左
						企 業 債
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	公 共 下 水 道 建 設 事 業	349,882,000	170,927,660	150,125,000	98,300,000
		特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 建 設 事 業	384,502,000	100,129,810	184,219,000	172,100,000

事業会計予算繰越計算書

(単位 : 円)

の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度 額	説 明
国庫補助金	受益者負担金等	損 益 勘 定 留 保 資 金			
44,744,000	2,868,000	4,213,000	28,829,340	0	<p>(1) 富士見市公共下水道別所雨水ポンプ場の 建設工事委託に関する協定(その3) 入札の不落不調や関連工事である自家発電設 備の部品やケーブル等の材料の調達に時間を要 したことによる協定期間延長 (令和7年3月17日までの352日間の延長)</p> <p>(2) 浸水対策概略検討業務委託(その2) 地権者等との協議により、新たに排水経路の 見直しとポンプ施設等の配置計画の再検討が必 要となったことによる履行期間延長 (8月30日までの154日間の延長)</p> <p>(3) 汚水管渠布設替工事 汚水管の布設替えに伴い、管材料の調達に時 間を要したことによる工期延長 (6月28日までの101日間の延長)</p>
3,000,000	9,060,000	59,000	100,153,190	0	<p>(4) 新河岸第12-2-2汚水管渠築造工事 当初設計で見込んでいた土質とは異なり、推 進工事に時間を要したことなどによる工期延長 (11月29日までの274日間の延長)</p> <p>(5) 新河岸第16-1-1汚水管渠築造工事 マンホールポンプと制御盤の製作に必要な材 料の調達に時間を要したことによる工期延長 (11月29日までの259日間の延長)</p>